

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の要旨
(議案第8号)

1 要旨

令和6年4月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされました。また、フルタイムの会計年度任用職員においても、改正法の施行にあわせ、これまで支給しないことを基本としてきた勤勉手当を支給すべきとの通知が国から発出され、これを受けて、当市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために必要な規定を整備するものです。

2 内容

(1) 入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正内容

- ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給する旨を条例に規定する。
- ・条例の適用職員の範囲から、現状で職の設置を想定していない「用務員」を削除する。

(2) 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正内容

- ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給する旨を条例に規定する。

(3) 入間市職員の育児休業等に関する条例の改正内容

- ・会計年度任用職員への勤勉手当支給に伴い、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給にかかる条文から、「会計年度任用職員を除く」の文言を削除する。
- ・育児休業をした職員の復職時調整にかかる規定に、国の条例例及び市の現在の運用に合わせて、「会計年度任用職員を除く」の文言を加える。

(4) 入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正内容

- ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給する旨を条例に規定する。
- ・期末・勤勉手当の支給割合を、次のとおり規定する。

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和5年度 〔現 行〕	期末手当	1. 2 5 0	1. 2 5 0	2. 5 0	2. 5 0月
	勤勉手当	—	—	—	
令和6年度 〔改 定〕	期末手当	<u>1. 2 2 5</u>	<u>1. 2 2 5</u>	<u>2. 4 5</u>	<u>4. 5 0月</u>
	勤勉手当	<u>1. 0 2 5</u>	<u>1. 0 2 5</u>	<u>2. 0 5</u>	

- ・勤勉手当基礎額の算出方法を、期末手当基礎額の算出方法に準じて規定する。
- ・勤勉手当の不支給及び一時差止めについて、常勤職員に準じて規定する。
- ・その他、委任にかかる規定を設けるとともに、改正に伴う条ずれ等に対応するための所要の措置を講ずる。

3 施行日

令和6年4月1日